

要支援【介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税)】 (2026.6.1～)

サービス内容	利用料 (10割)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)	単位	サービス提供時間	基本単位
予訪問看護Ⅰ-1・時間内(看護師)	3,369円	337円	674円	1,011円	303	1回につき 20分未満	303単位
予訪問看護Ⅰ-2・時間内(看護師)	5,015円	502円	1,003円	1,505円	451	1回につき 30分未満	451単位
予訪問看護Ⅰ-3・時間内(看護師)	8,829円	883円	1,766円	2,649円	794	1回につき 30分以上1時間未満	794単位
予訪問看護Ⅰ-4・時間内(看護師)	12,120円	1,212円	2,424円	3,636円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1090単位
予訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	3,158円	316円	632円	948円	284	リハビリ 20分(※1) (※4)	284単位
予訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	6,316円	632円	1,264円	1,895円	568	リハビリ 40分 284単位×2(※4)	
予訪問看護Ⅰ-5・2超(PT・OT・ST)	4,737円	474円	948円	1,422円	426	リハビリ 60分(284単位×3)×0.5 ※1日3回以上の場合は5/10減算(※4)	
予防特別管理加算Ⅰ(1ヶ月に1回)	5,560円	556円	1,112円	1,668円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態。	
予防特別管理加算Ⅱ(1ヶ月に1回)	2,780円	278円	556円	834円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態。	
予防複数名訪問看護加算Ⅰ(30分未満)	2,824円	283円	565円	848円	254	1回に2名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
予防複数名訪問看護加算Ⅰ(30分以上)	4,470円	447円	894円	1,341円	402		
予防複数名訪問看護加算Ⅱ(30分未満)	2,235円	224円	447円	671円	201	1回につき看護師と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
予防複数名訪問看護加算Ⅱ(30分以上)	3,525円	353円	705円	1,058円	317		
予防長時間訪問看護加算	3,336円	334円	668円	1,001円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
予防初回加算(Ⅰ)	3,892円	390円	779円	1,168円	350	新規に訪問看護(退院日当日)を提供した場合	
予防初回加算(Ⅱ)	3,336円	334円	668円	1,001円	300	新規に訪問看護を提供した場合	
予防退院時共同指導加算	6,672円	668円	1,335円	2,002円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	
予防緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(※2)	6,672円	668円	1,335円	2,002円	600	1か月につき1回算定。	
予防緊急時訪問看護加算(Ⅱ)(※3)	6,382円	639円	1,277円	1,915円	574	1か月につき1回算定。	
処遇改善加算Ⅳ					1.8%	月の総利用料×1.8%を上乗せ	

- (※1) PT...理学療法士、OT...作業療法士、ST...言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。
- (※2) 24時間連絡体制にあり、尚且つ緊急訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が行われている場合算定することができます。
- (※3) 24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。
- (※4) ①前年度のPT、OT又はSTによる訪問回数が、看護職員による訪問回数を超過している場合、1回につき8単位減算
②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合、1回につき8単位減算
- ※12月を超えて行う場合は、上記①②を算定している場合は1回につき15単位を更に減算、上記①②を算定していない場合は1回につき5単位減算
- ※ 夜間・早朝 25%増し 深夜 50%増し
- ※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算・処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

≪利用料負担額の計算方法≫

介護保険によるサービス利用料 = 単位数 × (2級地 単価) ……A
A - (A×90%) = 利用者負担額

*小数点以下は切り上げさせていただきます。

*准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

【運営規程に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費をいただきます。
	自動車を使用した場合の交通費は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね1km以上につき100円をいただきます。

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費9,000円。 2時間目以降は要相談。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで20,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担 2,000円 *サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の容体の急変など、緊急がやむを得ない事情がある場合は不要です。 ZERO訪問看護ステーション 緊急連絡 TEL 042-798-5350
--------	---

*夜間・早朝	午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。
*深夜	午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。